（業務の休廃止の届出）

第二十九条　法第四十八条の規定による届出をしようとする国内登録認証機関は、様式第十二による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

２・３　［略］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第三十条　法第四十九条第二項第三号の主務省令で定める方法は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

２　法第四十九条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、国内登録認証機関が定めるものとする。

一・二　［略］

第三十一条・第三十二条　［略］

（登録証の返納）

第三十三条　国内登録認証機関は、法第五十二条第一項の規定により登録が取り消されたときは、遅滞なく、その登録証を主務大臣に返納しなければならない。

（帳簿）

第三十四条　法第五十三条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　認証の依頼に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合に限る。）

四～八　［略］

２　［略］

３　法第五十三条の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、帳簿の最終の記載の日から起算して五年とする。

（業務の休廃止の届出）

第二十五条　法第三十四条の規定による届出をしようとする国内登録認証機関は、様式第十二による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

２・３　［略］

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第二十六条　法第三十五条第二項第三号の主務省令で定める方法は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

２　法第三十五条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、国内登録認証機関が定めるものとする。

一・二　［略］

第二十七条・第二十八条　［略］

（登録証の返納）

第二十九条　国内登録認証機関は、法第三十八条第一項の規定により登録が取り消されたときは、遅滞なく、その登録証を主務大臣に返納しなければならない。

（帳簿）

第三十条　法第三十九条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　認証の依頼に係る日本工業規格の番号及び日本工業規格の種類又は等級（当該日本工業規格に種類又は等級が定められている場合に限る。）

四～八　［略］

２　［略］

３　法第三十九条の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、帳簿の最終の記載の日から起算して五年とする。

（立入検査の証票）

第三十五条　法第五十四条第二項において準用する法第二十九条第二項に規定する証票は、様式第十三とする。

２　法第七十四条第一項の規定により法第五十四条第一項の規定による立入検査の際に機構の職員が携帯すべき法第七十四条第五項に規定する証票は、様式第十四とする。

（準用）

第三十六条　第九条から第三十四条までの規定は、外国登録認証機関に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

［削る］	［削る］	
第十一条第一項及び第十二条	第四十五条第二項第一号	第五十五条第二項において準用する第四十五条第二項第一号
第十四条第一項	第四十五条第二項第二号	第五十五条第二項において準用する第四十五条第二項第二号
［略］	［略］	［略］
第十五条第二項第一号	第四十五条第二項第三号	第五十五条第二項において準用する第四十五条第二項第三号

（立入検査の証票）

第三十一条　法第四十条第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する証票は、様式第十三とする。

２　法第六十九条の三第一項の規定により法第四十条第一項の規定による立入検査の際に機構の職員が携帯すべき法第六十九条の三第五項に規定する証票は、様式第十四とする。

（準用）

第三十二条　第九条から第三十条までの規定は、外国登録認証機関に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第九条	第三十一条第二項第一号	第四十一条第二項において準用する第三十一条第二項第一号
第十一条第一項及び第十二条	第三十一条第二項第一号	第四十一条第二項において準用する第三十一条第二項第一号
第十四条第一項	第三十一条第二項第二号	第四十一条第二項において準用する第三十一条第二項第二号
［略］	［略］	［略］
第十五条第二項第一号	第三十一条第二項第三号	第四十一条第二項において準用する第三十一条第二項第三号